

第11回宇宙開発委員会定例会議 議事次第

1. 日時 昭和46年6月9日(水)
午後2:00～4:00

2. 場所 宇宙開発委員会会議室

3. 議題 (1) インテルサト恒久化会議
出席報告

(2) 技術部会第一分科会
報告

4. 資料

11-1 宇宙開発委員会懇談会
議事要旨

11-2 宇宙開発委員会技術部会
第一分科会報告

第10回 宇宙開発委員会懇談会議事要旨

- 1 日 時 昭和46年6月2日(水)
午後2時～4時
- 2 場 所 宇宙開発委員会会議室
- 3 議 題 (1)宇宙開発事業団における研究開発状況
について
(2) その他

4 資 料

- 10-1 第9回定例会議議事要旨
- 10-2 昭和45年度業務内容
- 10-3 宇宙科学技術部門の特別研究促進調整費の活用状況

5 出席者

委 員

〃

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長

科学技術庁宇宙開発参事官

外務省国際連合局外務参事官

通商産業省重工業局次長

通商産業省工業技術院総務部長

運輸省大臣官房参事官

山 県 昌 夫

大 野 勝 三

石 川 晃 夫

市 瀬 輝 雄

石 川 良 孝

(代理:戸田)

山 形 栄 治

(代理:平野)

黒 部 穰

(代理:相馬)

高 橋 寿 夫

(代理:高谷)

気象庁総務部長

上 平 輝 夫
(代理：中村)

郵政省電波監理局審議官

太 原 幹 夫
(代理：上田)

郵政省電波監理局無線通信部長

大 塚 次 郎
(代理：佐藤)

建設大臣官房技術参事官

増 岡 康 治
(代理：須田)

説明者

科学技術庁研究調整局宇宙開発課長

野 口 節

オブザーバー

宇宙開発事業団

野島、高田、鈴木
黒田、箕輪、古関、高木
秋元

東大宇宙航空研究所

6 議事要旨

- (1) 第9回定例会議議事要旨について、出席委員の発言事項についてはその確認が行なわれたが、欠席委員には、あとで、個別に確認してもらうこととなつた。
- (2) 科学技術庁研究調整局野口宇宙開発課長より、宇宙開発事業団の研究開発状況について報告があり、以下の質疑応答がなされた。

山 県：昭和45年度の予算消化状況は。

野 口：大体当初の予定どおりである。

山 県：昭和45年度からのくりこし分は。

野 口：約60億円である。

山 県：支払いは何回に分けて行なうのか。

野 口：4回である。

山 県：くりこし分の中契約未完了のままくりこしたのはいくら
か。

野 口：10億円弱である。

山 県：Nロケットの第3段はどうなるのか。

野 口：第3段については、最初モータを輸入することとなろう。

山 県：それらについては、今後大蔵省と折衝するのか。

野 口：そのとおりである。

山 県：第3段の扱いをどうするかについては、この数ヶ月で決
めることになるのか。

野 口：そのとおりである。

山 県：2段目は、すでにその開発方法は決っていると考えてよ
いか。

野 口：そのとおりである。

山 県：衛星開発については、将来とも現在と同程度の期間を要
するのか。それとも経験の蓄積により短縮可能か。

野 島：類似のミッションを有するものについては概念設計に要
する時間の短縮が可能である。それ以降の段階の短縮は余
り期待出来ない。

山 県：米国での衛星開発の期間は。

野 島：平均22ヶ月と言われている。米国では、エンジニアリング・モデルを作らないので、これは、プロトタイプ以降の製作に要する期間と思われる。

山 県：ロケットが仮に早く出来たとしても衛星は、現在と同様のスケジュールとなるのか。

野 島：そのとおりである。

山 県：開発計画が改定されなかつたとしたら、衛星は間に合わなかつたということか。

野 島：そのとおりである。旧計画は、かなりハードなものであつたと思う。ただし無理をすれば、半年位の短縮は可能かも知れない。

山 県：陸上施設の整備状況は。

高 田：米国に調べてもらつたところ、250ものチェック項目のほかにも、さらにかなりの項目のあることが分つた。これにより、現行スケジュールは、極めてタイトなものであると言える。

山 県：鹿島では、R & R Rを米国から借りているようだがこれは輸入出来ないのか。

野 島：鹿島のは、サイド・トーン方式だがわが方で検討中のものは、方式が異なる。

山 県：サイド・トーン方式ではいけないのか。

野 島：どちらが良いか検討の要がある。

山 県：事業団は、衛星を打ち上げて軌道にのせるまでをやるのか。

野 島：軌道にのつた後も、衛星の管制（衛星内のモニタリング、姿勢制御等）があり、これをどう扱うかは、今後の問題である。

山 県：事業団での扱いも未定か。

野 島：そのとおりである。

米国では、開発途上の衛星は、N A S A が管制まで含めて行なっているが、アロエツト等確立されたものについては管制は、別の機関がやっている。

山 県：これは、事業団のみの問題でなくて委員会の問題でもあると思う。

野 島：そのとおりであると思う。

山 県：わが国の衛星を外国で打ち上げた場合管制までやつてくれるのか。

野 島：これは、衛星に関する責任体制の問題であり、相談してみなくては分らない。

石 川：仏等で米国に打上げてもらつた場合は、どうなっているか。

野 島：衛星になつた時点で引き渡している。

ただし、これらは、科学衛星であるから管理面の繁雑さが少ないという特殊事情がある。

山 県：将来各省の衛星が上つたとき管制室は、事業団がやれば共通となるか。

野 島：そのとおりである。

山 県：管制に関する問題は、重要なので今後つめる必要がある。その際本問題は、宇宙開発委員会の所掌外になると思うがどうか。

石 川：その判断を委員会にお願いしたい。その結果所掌外ではあるが、委員会で扱うべき問題であるとなれば、所掌を拡大する必要がある。

山 県：事業団のスケジュール消化は、順調と考えてよい。

石 川：技術時にはそう考えてよい。今後47年度予算もあり、対米調査団も帰ってくるので、8月までにつめていきたい。とくに先程の問題については昭和48～49年までにつめる必要がある。

(3) 宇宙関係の特別研究促進費の活用状況について園山宇宙企画課長¹⁵³報告があり、以下の質疑応答がなされた。

山 県：促進費による各研究の予算は決っているのか。

石 川：重要研究は大体決っている。緊急研究については総枠が
決っている。

山 県：特調費は、民間に出せるのか。

石 川：重要研究では出せる。しかし対象は、法人が多い。

山 県：前回宇宙関係研究促進費を要求したが、その趣旨は、特
調費と同じものであつたのか。

石 川：設置法上の性格は同じであつた。

山 県：結果として特調費の使用額が減少しているのは何故か。

園 山：計画改定に伴う伸び悩みがあつた。

山 県：事業団は特調費の対象とならないのか。

事務局：一般には特調費の対象にはなりがたいと考える。

(4) 国連関係の会議予定について事務局から説明があり以下の質
疑応答が行なわれた。

山 県：法律小委で議論されている協定では、賠償は、無過失か。

事務局：そのとおりである。

山 県：事業団には、国家賠償法が適用されるのか。

事務局：現在は、適用されないと聞いている。したがって、将来
は、何らかの法的な手当が必要になることも考えられる。

昭和四十六年六月二日
郵政省電気通信監理官室

世界商業通信衛星組織（インテルサット）の恒久的制度
について

昭和三十九年八月二十日に発効した「世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定」および「特別協定」に基づいて設立された世界商業通信衛星組織を恒久的制度に移行させるため、さる四月十四日からアメリカ合衆国ワシントンにおいて開催されていた第三回政府間会議は、五月二十一日恒久的制度の基本文書となる二つの協定を採択し、終了した。これをもつて、一昨年二月の第一回政府間会議以降二年余にわたり行なわれてきたインテルサット恒久化のための政府間交渉は最終的に終結した。

昭和三十九年八月、宇宙空間の平和的利用に先駆的役割を果たすものとして、一一か国をもつて組織されたインテルサットの暫定的制度は現在七九か国にまで拡大しており、宇宙通信の実用化は新たな恒久的制度の下に

なお一層の発展をみるものと期待されるとともに、今回の恒久化交渉の成果は、今後世界的な規模で取り組む必要のある海洋開発、公害問題等に対して国際協力の新しい形態の先例を開いたものとしても高く評価される。

参考

恒久的制度の概要

一 協定の形式

恒久的制度も暫定的制度と同じく基本文書は、二つの協定からなる。

すなわち、参加国の政府が政府としての資格で署名する政府間協定（以下、「協定」という。）と、政府またはその指定する通信事業体が事業体としての資格で署名する運用協定である。前者は前文および本文二三箇条ならびに付属書からなり、恒久的制度の主要原則および締約国の権利義務等を定めている。

後者は前文および本文二四箇条ならびに付属書からなり、恒久的制度の財務、業務および技術的細目ならびに署名当事者の権利義務等を定めている。

両協定は相互に関連性をもち、不可分の一体をなしている。

二 恒久的制度の設立

締約国は、「暫定協定」および「特別協定」の規定に従い設立された世界商業通信衛星組織の宇宙部分（注・通信衛星および付属関連施設）の企画、開発、建設、設定、運用および維持を恒久的基礎の上に継続し、かつ推進することを主たる目的として、国際電気通信衛星組織

(International Telecommunications Satellite Organization 略称 INTELSAT)
を設立する。

締約国は、また、運用協定に自ら署名し、またはこれに署名する電気通信事業体を指定する。

(協 定 第Ⅱ条)

三 インテルサットの活動範囲

暫定的制度下のインテルサットの活動範囲は協定上明記されていながつたが、恒久的制度においては、国際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分を商業的基礎の上に提供することを主たる目的とする旨定められている。

このほか、インテルサットの宇宙部分は、その主たる目的を達成するためのインテルサットの能力が阻害されない限り、国内公衆電気通信業務のために、また参加国の要請があれば適当な条件の下で特殊電気通信業務のためにも供することができる。

また、参加国の要請があれば、妥当な条件の下でインテルサットの宇宙部分とは別個の衛星施設を提供することもできる。

四 参 加 資 格

恒久的制度への参加は、暫定的制度下と同様、国際電気通信連合

(International Telecommunication Union) の加盟国に限られる。

ただし参加国以外の国も無差別・平等の原則に従つてインテルサット宇宙部分等の施設の利用が認められる。

(協 定 第XX条)

五 インテルサットの法的地位

暫定的制度下のインテルサットは、共同出資者の財産共有関係

(consortium) にすぎず、独立の法人ではなかったが、恒久的制度においては法人格を享有する。(したがって、協定の締結、契約、財産の取得および処分等に関しその任務を遂行し、その目的を達成するために必要とされる十分な権能を享有する。)

これに伴い、暫定的制度下では参加事業体の不分割共有とされていた宇宙部分その他の財産はインテルサットが所有することとなる。(義務、債務もインテルサットが負う。)

協 定

第Ⅳ条

第Ⅴ条

運用協定 第Ⅲ条

六 インテルサットの構成

暫定的制度下では通信衛星暫定委員会 (Interim Communications

Satellite Committee) が国際的性格を有する唯一の機関であつたが、新

たに締約国総会、署名当事者総会および執行機関が設けられ、通信衛星暫定委員会に相当する理事会とともに四者構成をとることになっている。

(協定 第Ⅵ条)

(一) 締約国総会 (Assembly of Parties)

締約国総会は、すべての締約国で構成され、インテルサットの最高の機関とされる。

締約国総会は、主権国家としての締約国に関係する事項、インテルサットの一般政策、長期目標等を審議し、また政府間協定の改正等重要事項についての責任を有する。表決は一国一票方式による。

(協定 第Ⅶ条)

(二) 署名当事者総会 (Meeting of Signatories)

署名当事者総会は、すべての署名当事者で構成され、運用協定の改正、資本限度額の変更、地球局の承認およびインテルサット回線の使用料の決定等に関する一般規則の制定、理事会から提出される年次報告書の審査等を行なう。表決は一署名当事者一票方式による。

(協 定 第Ⅷ条)

(三) 理事会 (Board of Governors)

理事会は、出資比率の大きさに基づく二十人程度の署名当事者の代表のほか、出資比率に関係なく地域別に一定の条件の下で選出される

五人以内の署名当事者の代表で構成される。

理事会は、インテルサットの宇宙部分の企画、開発、建設、運用、維持等に関する責任を有するとともにこれらを遂行するための権限を有する。

理事会の各代表は、国際公衆電気通信業務およびこれに準ずる一定の国内公衆電気通信業務のためのインテルサット宇宙部分の使用比率に基づいて算定される票数を有する。

ただし、いかなる代表も理事会の総票数の四十パーセントを越える票数を行使することはできない。

(協定 第Ⅹ条、第Ⅹ条)

(四) 執行機関

インテルサットを法的に代表する事務総長（Director General）を長とする執行機関がインテルサットの管理業務を一体的に遂行する。事務総長は、締約国総会の承認を条件として理事会が任命する。

したがって、暫定的制度下におけるコムサット（Communications Satellite Corporation）の管理者（Manager）としての地位は消滅する。

ただし、恒久的制度発足後六年間は、コムサットがインテルサットとの契約により技術、運用業務を遂行し、その他の管理業務は事務局長（Secretary General）が行なう。この間に、事務総長下の執行機関の組織形態を締約国総会が決定する。

協
定

第 XI 条
第 XII 条

七 財 政 原 則

インテルサットの資本限度額は、五億ドルとする。限度額の増加は、理事会の勧告を署名当事者総会が承認することによつて行なわれるが、一定限度内においては理事会も行なうことができる。

署名当事者は、インテルサットに対し各自の出資比率に比例して資本を拠出し、インテルサットから資本の償還および資本の使用に対する補償を受ける。

署名当事者の出資比率は、インテルサットの宇宙部分の使用比率に応じて決定される。ただし、最小出資比率を〇・〇五パーセントとする。

インテルサットの宇宙部分の使用については、署名当事者もその他の利用者と同様に、使用料を支払う。

(協 定 第 V 条)

(運用協定 第 4 条、第 5 条、第 6 条)

八 運用原則

インテルサットは、宇宙部分の企画、開発、建設および設定並びに宇宙部分および地球局の運用規制手続の制定にあたって、国際電気通信連合の国際諮問委員会が勧告する基準を考慮しなければならない。

インテルサットの宇宙部分を使用するための地球局の承認申請およびインテルサットの宇宙部分容量の割当て申請は、締約国の領域内にある地球局についてはその署名当事者が、締約国の管轄外にある地球局については正当な権限を与えられた通信事業体が行なう。

運用協定

第 13 条

第 14 条

第 15 条

九 調 達 原 則

インテルサットが必要とする資材および役務の調達は、原則として公開の国際入札に基づき、最良の品質、価格および納期を提供する者との契約によるものとする。契約の国際的配分も考慮される。

(協 定 第Ⅲ条)

(運用協定 第16条)

十 本部・特権免除

インテルサットの本部は、米国ワシントン D. C. におかれる。

インテルサットに対しては一定の所得税および関税が免除されるほか、本部所在地国については本部協定により、その他の締約国については議定書により適当な特権免除が付与されることになっている。

(協定 第XV条)

十一 地域衛星の打上げ権等

わが国等が主張していた地域衛星等の打上げ権は各締約国に確保される。

ただし、インテルサットの宇宙部分との調整のために、次の手続きをとる。

国内公衆電気通信業務用に、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を打上げ、および利用する場合は、理事会に協議しなければならない。

ばならない。理事会は、インテルサット宇宙部分による無線周波数スペクトルおよび軌道位置の使用と技術的に両立するかどうかの所見を勧告の形で表明する。

国際公衆電気通信業務用（いわゆる地域衛星）については、理事会を通じて締約国総会に関連情報を提供し、これと協議する。締約国総会は、技術的両立性のほか、インテルサットの世界システムに相当な経済的損害を与えないこと、インテルサットを通じる直接的通信連絡の設定が阻害されないことに関し、その所見を勧告の形で表明する。

特殊電気通信業務（国内、国際を問わない。）については、理事会を通じて締約国総会に関連情報を提供し、締約国総会は、技術的両立性について、その所見を勧告の形で表明する。

勧告は、手続開始後六か月以内に行なう。

十二 紛争の解決

協定および運用協定に定める権利または義務に関し、締約国間または署名当事者間若しくは締約国または署名当事者とインテルサットとの間に生ずる法律上の紛争は、相当期間内に解決されないときは、協定の付属書に規定されている仲裁に付託される。

(協 定 第XVIII条)

(運用協定 第20条)

十三 改正

協定および運用協定の改正は、それぞれ締約国総会および署名当事者総会が行なう。

改正の発効要件は、それぞれ、三分の二の出資比率を有する三分の二の締約国もしくは署名当事者、または八十五パーセントの締約国もしくは署名当事者の承認通告とする。

(協 定 第XVII条)

(運用協定 第22条)

十四 署名・発効

協定は、九か月間署名のために開放され（ただし、発効とともに閉鎖される）、運用協定に署名し、かつ特別協定に基づく割当率の三分の二以上を保有している三分の二以上の暫定協定加盟国の批准等が行なわれた日の六十日後に、運用協定とともに発効する。ただし、署名開放の日から八か月未満の場合、または十八か月を越えた場合は、いかなる場合においても発効しない。批准等が協定発効後となる国については協定の暫定適用（最高二年間）が認められる。

署名閉鎖後も、国際電気通信連合の加盟国に協定への加入が認められる。

協定 第XX条、第XX条
運用協定 第23条

資料

政府間協定第Ⅲ条及び第Ⅳ条の仮訳

一 第Ⅲ条（インテルサットの活動範囲）

(a) この協定第Ⅱ条(a)項に掲げる世界商業電気通信衛星組織の宇宙部分に関する活動を恒久的基礎で継続し、及び進展させるにあたつては、インテルサットは、高品質かつ高性能の国際公衆電気通信業務が世界のすべての地域に無差別の基礎で利用可能になるのに必要な宇宙部分を商業的基礎で提供することをその主たる目的とする。

(b) 次に掲げるものは、国際公衆電気通信業務と同等と見做す。

(1) 当該国の管轄に属さない地域によつて隔てられた地域間又は公海によつて隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務。

(2) 当該地域間に地上の広帯域通信施設がなく、かつ、地上の広帯域通信施設を当該地域間に設定する可能性を阻害するような特殊の自

然的障礙により隔てられた地域間の国内公衆電気通信業務。ただし、署名当事者総会が、理事会の提出する勧告に留意して、事前に適当な承認を与えることを条件とする。

- (c) 主たる目的を満たすため設定されたインテルサット宇宙部分は、その主たる目的を達成するためのインテルサットの能力が阻害されない限り、無差別の基礎において、他の国内公衆電気通信業務のための利用にも供されなければならない。

- (d) インテルサット宇宙部分は、また、要請に基づき、かつ、適当な条件で、軍事目的以外の特殊電気通信業務（国際、国内を問わない。）のために使用することができ。ただし、次の条件による。

- (1) それにより、公衆電気通信業務の提供が、不利な影響を被らないこと、かつ、

- (2) 当該措置が、技術的及び経済的見地から受入れ可能なこと。

- (e) インテルサットは、要請に基づき、かつ、妥当な条件で、次に掲げ

るものためにインテルサットの宇宙部分とは別個の衛星又は附帯施設を提供することができる。

(1) 一又は二以上の締約国の管轄に属する領域における国内公衆電気通信業務。

(2) 二以上の締約国の管轄に属する領域相互間の国際公衆電気通信業務。

(3) 軍事目的以外の特殊電気通信業務。

ただし、インテルサット宇宙部分の効率的かつ経済的運用が、いかなる方法においても不利な影響を被つてはならない。

(f) 本条(d)項による特殊電気通信業務のためのインテルサット宇宙部分の使用、及び本条(e)項によるインテルサット宇宙部分とは別個の衛星又は附帯施設の提供は、インテルサットと当該申請者との間の契約による。本条(d)項による特殊電気通信業務のためのインテルサット宇宙部分施設の使用、並びに本条(e)項(3)号による特殊電気通信業務のためのインテルサット宇宙部分とは別個の衛星又は附帯施設の提供は、こ

の協定の第Ⅶ条(c)項(4)号による締約国総会の計画段階での適当な授權に従うものでなければならない。特殊電気通信業務のためのインテルサット宇宙部分施設の使用が、現存の又は計画されたインテルサット宇宙部分施設の改修を必要とし、そのために追加費用を伴う場合、又は本条(c)項(3)号に規定するところにより特殊電気通信業務のためにインテルサット宇宙部分とは別個の衛星又は付帯施設の提供が要請される場合は、理事承が当該計画の見積額、それによる利益、技術的その他の関連する諸問題及び現存の又は予見できるインテルサットの業務に与える影響に関して締約国総会に詳細に報告しうるようになったときにすみやかに締約国総会に対しこの協定の第Ⅶ条(c)項(4)号による授權を求めなければならない。当該授權は、関連施設の調達手続きが開始される以前に得なければならない。当該授權を行なう前に、締約国総会は、適当な場合には、当該特殊電気通信業務の提供に直接関係する国際連合の専門機関と協議し、又はインテルサットからの協議が行なわれたことを確保しなければならない。

二 第XIV条（構成員の権利及び義務）

(a) 締約国及び署名当事者は、この協定の前文及び他の規定に述べる原則と十分に両立し、及びこれを更に進めるように、この協定に基づく権利を行使し、及び義務を遂行しなければならない。

(b) すべての締約国及びすべての署名当事者は、この協定及び運用協定の規定に従つて出席する資格のあるすべての会議及び会合並びにインテルサットが招集し、又は主催するその他の会合に、インテルサットが当該会合について作成する取極めに従い、かつ、開催の場所に関係なく、出席し、及び参加することを許される。執行機関は、そのような会議又は会合についての開催国又は開催署名当事者との取極めには、出席する資格のあるすべての締約国及びすべての署名当事者の代表について、開催国への入国許可及び当該会議又は会合の期間中の滞在に関する規定を含むよう確保しなければならない。

(c) 締約国若しくは署名当事者又は締約国の管轄内にある者が、国内公

衆電気通信業務の需要を満たすため、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を設定し、取得し、又は利用しようとするときは、当該締約国又は署名当事者は、当該施設の設定、取得又は利用に先立つて理事会に協議しなければならない。理事会は、当該施設及びその運用が、現存の又は計画されたインテルサット宇宙部分による無線周波数スペクトル及び軌道位置の使用と技術的に両立するかどうかに関する所見を勧告の形で表明する。

(a) 締約国若しくは署名当事者又は締約国の管轄内にある者が、個別に又は共同して、国際公衆電気通信業務の需要を満たすため、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を設定し、取得し、又は利用しようとするときは、当該締約国又は署名当事者は、当該施設の設定、取得又は利用に先立つて、当該施設及びその運用が、現存の又は計画されたインテルサット宇宙部分による無線周波数スペクトル及び軌道位置の使用と技術的に両立することを確保し、並びにインテル

サットの世界的システムに相当な経済的損害を与えないようにするため、理事会を通じて締約国総会にすべての関連情報を提供し、及びこれと協議しなければならない。当該協議に基づき、締約国総会は、理事会の助言を考慮して、本項に規定する検討項目、並びに当該施設の提供又は利用によりインテルサット宇宙部分を通じてすべての参加者間の直通電気通信連絡の設定が阻害されないことを保証することに關し、その所見を勧告の形で表明する。

(e) 締約国若しくは署名当事者又は締約国の管轄内にある者が、特殊電気通信業務の需要（国内、国際を問わない。）を満たすため、インテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設を設定し、取得し、又は利用しようとするときは、当該締約国又は署名当事者は、当該施設の設定、取得又は利用に先立つて、理事会を通じ締約国総会にすべての関連情報を提供しなければならない。締約国総会は、理事会の助言を考慮して、当該施設及びその運用が、現存の又は計画されたイン

テルサット宇宙部分による無線周波数スペクトル及び軌道位置の使用と技術的に両立することに関し、その所見を勧告の形で表明する。

(f) 本条による締約国総会又は理事会の勧告は、前項までに規定する手続の開始の日から六箇月以内に行なわなければならない。この目的のため、締約国総会の臨時会合を招集することができる。

(g) この協定は、国家の安全保障のみを目的とするインテルサット宇宙部分施設とは別個の宇宙部分施設の設定、取得及び利用に対しては適用されない。

ARTICLE III

(Scope of INTELSAT Activities)

(a) In continuing and carrying forward on a definitive basis activities concerning the space segment of the global commercial telecommunications satellite system referred to in paragraph (a) of Article II of this Agreement, INTELSAT shall have as its prime objective the provision, on a commercial basis, of the space segment required for international public telecommunications services of high quality and reliability to be available on a non-discriminatory basis to all areas of the world.

(b) The following shall be considered on the same basis as international public telecommunications services:

- (i) domestic public telecommunications services between areas separated by areas not under the jurisdiction of the State concerned, or between areas separated by the high seas; and
- (ii) domestic public telecommunications services between areas which are not linked by any terrestrial wide-band facilities and which are separated by natural barriers of such an exceptional nature that they impede the viable establishment of terrestrial wide-band facilities between such areas, provided that the Meeting of Signatories, having regard to advice tendered by the Board of Governors, has given the appropriate approval in advance.

(c) The INTELSAT space segment established to meet the prime objective shall also be made available for other domestic public telecommunications services on a non-discriminatory basis to the extent that the ability of INTELSAT to achieve its prime objective is not impaired.

(d) The INTELSAT space segment may also, on request and under appropriate terms and conditions, be utilized for the purpose of specialized telecommunications services, either international or domestic, other than for military purposes, provided that:

- (i) the provision of public telecommunications services is not unfavorably affected thereby; and
- (ii) the arrangements are otherwise acceptable from a technical and economic point of view.

(e) INTELSAT may, on request and under appropriate terms and conditions, provide satellites or associated facilities separate from the INTELSAT space segment for:

- (i) domestic public telecommunications services in territories under the jurisdiction of one or more Parties;
- (ii) international public telecommunications services between or among territories under the jurisdiction of two or more Parties;
- (iii) specialized telecommunications services, other than for military purposes;

provided that the efficient and economic operation of the INTELSAT space segment is not unfavorably affected in any way.

(f) The utilization of the INTELSAT space segment for specialized telecommunications services pursuant to paragraph (d) of this Article, and the provision of satellites or associated facilities separate from the INTELSAT space segment pursuant to paragraph (e) of this Article, shall be covered by contracts entered into between INTELSAT and the applicants concerned. The utilization of INTELSAT space segment facilities for specialized telecommunications services pursuant to paragraph (d) of this Article, and the provision of satellites or associated facilities separate from the INTELSAT space segment for specialized telecommunications services pursuant to subparagraph (e) (iii) of this Article, shall be in accordance with appropriate authorizations, at the planning stage, of the Assembly of Parties pursuant to subparagraph (c) (iv) of Article VII of this Agreement. Where the utilization of INTELSAT space segment facilities for specialized telecommunications services would involve additional costs which result from required modifications to existing or planned INTELSAT space segment facilities, or where the provision of satellites or associated facilities separate from the INTELSAT space segment is sought for specialized telecommunications services as provided for in subparagraph (e) (iii) of this Article, authorization pursuant to subparagraph (c) (iv) of Article VII of this Agreement shall be sought from the Assembly of Parties as soon as the Board of Governors is in a position to advise the Assembly of Parties in detail regarding the estimated cost of the proposal, the benefits to be derived, the technical or other problems involved and the probable effects on present or foreseeable INTELSAT services. Such authorization shall be obtained before the procurement process for the facility or facilities involved is initiated.

Before making such authorizations, the Assembly of Parties, in appropriate cases, shall consult or ensure that there has been consultation by INTELSAT with Specialized Agencies of the United Nations directly concerned with the provision of the specialized telecommunications services in question.

ARTICLE XIV

(Rights and Obligations of Members)

(a) The Parties and Signatories shall exercise their rights and meet their obligations under the Agreement in a manner fully consistent with and in furtherance of the principles stated in the Preamble and other provisions of this Agreement.

(b) All Parties and all Signatories shall be allowed to attend and participate in all conferences and meetings in which they are entitled to be represented in accordance with any provisions of this Agreement or the Operating Agreement, as well as in any other meeting called by or held under the auspices of INTELSAT, in accordance with the arrangements made by INTELSAT for such meetings regardless of where they may take place. The executive organ shall ensure that arrangements with the host Party or Signatory for each such conference or meeting shall include a provision for the admission to the host country and sojourn for the duration of such conference or meeting, of representatives of all Parties and all Signatories entitled to attend.

(c) To the extent that any Party or Signatory or person within the jurisdiction of a Party intends to establish, acquire or utilize space segment facilities separate from the INTELSAT space segment facilities to meet its domestic public telecommunications services requirements, such Party or Signatory, prior to the establishment, acquisition or utilization of such facilities, shall consult the Board of Governors, which shall express, in the form of recommendations, its findings regarding the technical compatibility of such facilities and their operation with the use of the radio

frequency spectrum and orbital space by the existing or planned INTELSAT space segment.

(d) To the extent that any Party or Signatory or person within the jurisdiction of a Party intends individually or jointly to establish, acquire or utilize space segment facilities separate from the INTELSAT space segment facilities to meet its international public telecommunications services requirements, such Party or Signatory, prior to the establishment, acquisition or utilization of such facilities, shall furnish all relevant information to and shall consult with the Assembly of Parties, through the Board of Governors, to ensure technical compatibility of such facilities and their operation with the use of the radio frequency spectrum and orbital space by the existing or planned INTELSAT space segment and to avoid significant economic harm to the global system of INTELSAT. Upon such consultation, the Assembly of Parties, taking into account the advice of the Board of Governors, shall express, in the form of recommendations, its findings regarding the considerations set out in this paragraph, and further regarding the assurance that the provision or utilization of such facilities shall not prejudice the establishment of direct telecommunication links through the INTELSAT space segment among all the participants.

(e) To the extent that any Party or Signatory or person within the jurisdiction of a party intends to establish, acquire or utilize space segment facilities separate from the INTELSAT space segment facilities to meet its specialized telecommunications services requirements, domestic or international, such Party or Signatory, prior to the establishment, acquisition or utilization of such facilities, shall furnish all relevant information to the Assembly of Parties, through the Board of Governors.